

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】(保険年金課)

国保特別会計において適正な財政運営を図りつつ、被保険者の税負担を十分考慮し、秩父市国保運営協議会においても検討いただき、適正な保険税を決めていきたいと思っております。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】(保険年金課)

国庫負担の増額については、県を通じて要望していきたいと思っております。

③ 国の保険者支援金を活用して下さい。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用して下さい。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

【回答】(保険年金課)

国保特別会計は、国等の支援を含め一般会計から多額の繰入金等の補てんを受けて運営している状況であり、国保税の引き下げは困難です。

○国・県の保険者支援金の実績

2016年度 4,875万円      2017年度 前年と同額を見込む

④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかか

る。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

**【回答】（保険年金課）**

負担割合など保険税率等について、秩父市国保運営協議会で協議していただき、被保険者の税負担等を十分考慮し、適切な保険税率等を設定したいと思います。

**⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。**

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

**【回答】（保険年金課）**

被保険者の税負担を考慮し、適切な保険税率等を考えたいと思います。支援金等の増額は要請していきたいと思います。

**(2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。**

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません（2016年社保協アンケート）。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

**【回答】（市民税課）**

生活保護基準を目安とした国保税の減免基準については、設けておりません。

当市での軽減割合は、現在6割・4割の軽減となっております。7割・5割・2割への軽減率の引き上げは、新国保制度に伴う税率改正も含め検討していきます。

また、広報につきましては、国保の広域化の周知と合わせて行うことを検討しております。

**(3) 国保税滞納による資産の差押えについて**

**① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。**

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に6年連続で上昇2015年度91.45%に達しています。埼玉県内でも0.55ポイント上昇し90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わ

せた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

**【回答】（収納課）**

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は財産を差押えなければならないと地方税法で定められていますが、当市ではそのような差押えは行っておりませ。督促状を発した後、納税あるいは納税についての連絡がない方には、電話による納税勧奨、催告書による文書催告、納税相談を要請する催告書、それでも連絡がない場合、臨宅訪問など何度となく納税のための交渉機会を設けるよう努めております。納税が困難な場合には、まず税の担当課に相談していただきますようお願いいたします。

**② 2016年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。**

地方税法15条にもとづく2016年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

**【回答】（収納課）**

徴収の猶予申請件数は0件、換価の猶予申請件数は0件、滞納処分の停止の適用件数は38件です。

**(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。**

2017年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より3自治体増え26(41%)、10件未満はゼロも含めて前年より1自治体減少し40(63.5%)となりつています。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

**【回答】（保険年金課）**

資格証明書は、税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法、秩父市の交付要綱等に基づき、弁明書の提出に応じない世帯に発行しています。

**(5) 窓口負担の減額・免除について**

**① 患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。**

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるとのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

**【回答】（保険年金課）**

規則により減免対象基準を規定しており、原則として生活保護基準以下としています。

**② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。**

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるように、広く周知してください。

【回答】（保険年金課）

窓口相談等で周知を図ります。

## **(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。**

### **① 市町村の運営協議会を存続させてください。**

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

【回答】（保険年金課）

現時点での情報では、市町村の運営協議会は引き続き存続することです。

### **② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【回答】（保険年金課）

委員は現在17名で、被保険者代表委員5名、保険医・保険薬剤師代表委員5名、公益代表委員5名、被用者保険等代表委員2名です。選出については、議会や医師会、事務局等からの推薦などによります。公募については、今後検討します。

### **③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。**

国保運営協議会は昨年から4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

【回答】（保険年金課）

公開はしておらず、傍聴は不可能です。会議録の公開及び傍聴については、各種審議会等との関係もありますので、関係課と協議して対応したいと思います。

## **(7) 保健予防活動について**

### **① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。**

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】（保険年金課）

自己負担金は、40歳から64歳までの方に1,000円を負担していただいています。無料化については、他市町村の状況を見ながら検討します。健康診査項目等については、今後も検討をしてまいります。

### **② ガン検診を受診しやすくしてください。**

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】（保健センター）



当市で実施しているがん検診は、集団検診としては、胃がん（40歳以上900円）・乳がん（30歳以上1,300円）・子宮頸がん（20歳以上800円）・大腸がん（40歳以上500円）・前立腺がん（50歳以上300円）を実施しています。

また、肺がん検診は40歳以上無料で、65歳以上は結核健診を兼ねて実施します。また希望される場合50歳以上で喫煙指数が600以上の方は痰の検査を600円で実施しています。

自己負担についてですが、自分の健康は自分で守ることが大事です。他の自治体とのバランスを見ながら、受益者負担をお願いしていますが、平成28年度より特定の年齢の方に対して、（乳がん検診は、満41歳、51歳、61歳になる女性、大腸がん検診は満41歳、51歳、61歳になる方、子宮頸がん検診は、満21歳、31歳、41歳になる女性に）無料でがん検診が受けられるようにしました。また、75歳以上の方・65歳以上で重度障がいのある方・生活保護世帯の方・市民税非課税世帯の方・中国残留邦人等支援受給の方も無料で受診していただいています。

個別検診は、胃がん検診（40歳以上2,500円）・子宮頸がん（20歳以上1,300円）乳がん検診（40歳以上1,800円）を実施しています。

特定健診との同時受診については、すでに肺がん・大腸がん・前立腺がんを導入しています。胃がん・乳がん・子宮頸がん検診は、検診機材（撮影バス等）の都合上同時実施は難しいのが実情です。

### ③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのぼす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

#### 【回答】（保健センター）

健康推進員や食生活改善推進員の地区組織と協働し、地区の公会堂で健康教室を行うことで、住民とともに健康づくりをしていく体制をつくっています。

平成27年度から3年間事業で、埼玉県が推進する「健康長寿埼玉プロジェクト」に参加し、「筋力アップトレーニング事業」に取り組んでいます。

また、近年は埼玉県が認定する「健康長寿サポーター」を養成してまいりました。このサポーターは、健康に役立つ情報を身に付けることで、自らの健康意識を高めるとともに、家族や友人など周りの方に健康情報を草の根レベルで広めます。

更に、ちちぶ医療協議会で考案した「ちちぶお茶のみ体操（通称「茶トレ」）」は、誰でも気軽に全身の筋力をアップできるもので、ロコモティブシンドロームの改善に効果があります。当市でも、市の各事業等に取り入れて普及に取り組んでおり、普及活動には、一般市民で講習を受けて普及活動にご協力頂いている「スーパー指導者」や「サポーター」だけでなく、健康推進員や食生活改善推進員の協力も頂いております。

今後も、市の健康づくり計画である「健康ちちぶ21（第2次）」の具体的推進に向け、住民と行政が協働して「健康寿命延伸」に取り組んでまいります。

## 2. 後期高齢者医療について

### (1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

**【回答】（保険年金課）**

特定健診は7月から10月の間に無料で実施しています。人間ドックは1年度1回、28,000円を限度に補助しています。

**(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。**

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

**【回答】（保険年金課）**

徴収対策の充実を図り、交付者を出さないよう努めてまいります。

## **2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために**

**1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。**

**また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。**

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

**【回答】（高齢者介護課）**

当市は、平成28年4月に新総合事業を開始しました。要支援者への訪問・通所サービスについては、現行相当サービスに加え、緩和した基準のサービスを創設しております。緩和したサービスの内容は、要支援1の場合、訪問介護で提供時間が30～45分、1回2,500円、上限8回（月）、通所介護で提供時間・半日、1回3,300円、上限4回（月）で、利用者負担はこれまでと同じです。

また、緩和サービスの利用人数については、訪問サービス9人、通所サービス41人となっています。（平成29年4月利用分）

なお、事業の運営主体は、現行の指定事業者です。

**2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。**

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

**【回答】（秩父地域包括支援センター）**

地域支援事業として、介護予防・日常生活総合事業の訪問型サービスと通所型サービスを実施しています。また、一般介護予防事業は、介護予防普及啓発事業として、出前講座を実施し、地域介護予防活動支援事業として、ポテくまくん健康体操（通称：いきいき百歳体操）の普及や地域サロン活動の立ち上げの支援等に力を入れています。

認知症の住民理解の促進を図るために、オレンジカフェの開催や認知症サポーター養成講座の実施及び包括支援センターだよりの市報掲載、包括支援センター通信の発行等を実施しています。

### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回 24 時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内 30 ヶ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

#### 【回答】（高齢者介護課）

当市では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、平成 29 年 3 月 1 日に市内の事業所を指定し、当該サービスを開始しています。登録者については、5 月末現在 4 人ですが、今後、登録者は増えていくものと考えております。

在宅医療連携拠点については、現在、秩父郡市医師会を通じ、秩父市立病院で実施しておりますが、来年度から補助金の受け皿が自治体に移行されることから、今後、どのように実施していくかについて、秩父圏域内で協議を進める必要があります。

### 4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

#### 【回答】（高齢者介護課）

第 6 期介護保険事業計画の期間中に特別養護老人ホーム 129 床の整備を行う予定です。今回の施設整備により、当市の利用待機者は、ほぼ解消される見込みとなっています。また、要介護 2 以下の方の特例的な入所につきましても、事業所から意見を求められた場合には、国の特例基準に基づき、状況をしっかり確認し、適切に対応してまいります。

### 5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

#### 【回答】（高齢者介護課）

介護労働者の処遇改善につきましては、現在、処遇改善加算がつけられておりますが、一昨年の介護報酬の引き下げもあり、介護事業所の皆様には、事業の運営について、厳しい状況にあることと存じます。

当市といたしましても、他の業種との賃金格差を縮める雇用を安定させ、優秀な人材を確保することで充実した介護サービスの提供に繋がるものと考えておりますので、今後も国に対して処遇改善・制度充実を要望してまいります。

また、介護人材確保に向けて、人材育成のための環境整備を県への要望等も含めて秩父圏域で協議してまいります。

## 6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

### 【回答】（高齢者介護課）

要支援1、2の方の訪問・通所サービスは、総合事業開始後も現行相当サービスとして維持していきます。また、要介護1、2の認定者につきましても、今後も現状の介護サービスを利用できるよう国に要望してまいります。

介護保険制度の改正につきましても、さらなる負担増とならないよう国に要望してまいります。

## 7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

### 【回答】（秩父地域包括支援センター）

居宅支援事業所に介護予防支援を委託し、直営の地域包括支援センターでなければ実施できない事業を実施する等の機能強化を図っているところです。医療と介護の密接な連携を主眼とした「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を構築・推進するために、地域包括支援センターとして、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進、地域サロン活動の推進及び健康体操等の介護予防事業の推進を図っています。

地域医療総合確保基金の活用については、県から秩父郡市医師会を通じて秩父市立病院に在宅医療連携拠点事業を委託し、「ちちぶ在宅医療介護連携相談室」を開設しています。

## 8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サ



ービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

【回答】（高齢者介護課）

住民税非課税世帯の方が在宅介護サービスを利用した場合は、市単独事業の介護保険等サービス利用助成金交付要綱に基づき利用料の一部助成を行い負担の軽減を図っています。

介護保険料につきましても、介護保険条例で保険料を定めており、また、平成27年度から国の低所得者への介護保険料の軽減等も実施されたことから、公費による保険料の一部減額を実施しております。

また、2割負担についての問い合わせの際には、制度の趣旨や判定基準についての説明を行い、ご理解いただけるよう努めております。

### 9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

【回答】（高齢者介護課）

第7期の介護保険料については、現時点では未定ですが、要介護者の増加や施設の増床等により介護給付費が伸びていますので引き上げは避けられない状況ですが、基金の取り崩しを行い、極力増額分を抑える方向で検討したいと考えております。

基金につきましては、平成28年度末で約5億7千万円の残高があり、平成29年度中の取り崩しも予定しておりますが、現在の残高は、維持できる見込みとなっています。保険料の負担につきましては、国の動向を見つつ、バランスを考えてまいります。

介護保険事業計画の策定にあたり、地域の状況やニーズを把握するため、6月にアンケート調査を実施しました。現在、集計・分析作業を進めているところです。

平成28年度の給付総額については、見込みより下回っていますが、被保険者数については、上回っている状況です。

## 3. 障害者の人権とくらしを守る

### 1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

【回答】（障がい者福祉課）

秩父地域1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）では、平成28

年4月1日付で秩父地域差別解消支援地域協議会を設置いたしました。

協議会として動き始めたばかりであることから、現在、実務者会議を開催し構成員の再検討を行い、代表者会議に意見を求めるための協議を行っております。

市といたしましては、障害者差別解消法の推進のため、今後も秩父地域1市4町で協力し、具体的な推進策を進めていけるよう協議、検討を行ってまいります。

## 2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

### 【回答】（障がい者福祉課）

秩父地域自立支援協議会では、毎月相談支援連絡会議において相談支援事業から見えてくる地域の課題の抽出を行っております。その地域課題の中から、緊急性の高い事項について専門部会で協議し、地域のニーズの充足を目指し、課題の解決に向けた調査研究や、社会資源の改善・開発の提案を行い、障害福祉サービスの総合的な拡充を図っております。秩父市内のショートステイ事業所は3か所あり、ベッド数は32床（空床型のため変動あり）です。他市町村のショートステイ利用人数は16人です。

## 3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

### 【回答】（障がい者福祉課）

障害者総合支援法により設置が義務付けられている地域活動支援センター事業については、Ⅲ型地域活動支援センターはなく、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業など機能強化事業の最も手厚いⅠ型地域活動支援センターを設置し、障がい者等の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会の交流の促進等の事業を行っており、予算の範囲において補助金を交付しております。他市町村の地域活動支援センター利用者は4月1日現在では利用者はありません。

## 4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

**【回答】**（障がい者福祉課）

移送や外出支援、宿泊等の障害児（者）生活サポート事業を実施しています。当市が一般財源から登録団体に交付している補助金は例年 17,000 千円前後ですが、県からの補助金交付額は人口規模により補助上限額を設定しており、年間 1,050 千円に留まっており、当市の負担が大きくなっております。県には人口規模による補助金の撤廃を要望してまいりましたが、「当該事業は、法に定められたサービスを補完するために実施している県単独事業であり、補助制度を将来にわたって維持していくために事業開始当初から設定している」との回答を受けております。

市といたしましては、県からの補助金の増額が見込めない中、市単独では今以上の利用者の負担軽減やサービスの拡充は困難であると考えております。

**5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。**

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

**【回答】**（障がい者福祉課）

秩父地域自立支援協議会では、毎月の相談支援連絡会議において、相談支援事業から見えてくる地域の課題を抽出し、活発に協議を行っております。現在、入所待機者はない状況にあります。

引き続き相談支援事業の中で、障がい者や家族の生活実態を把握するモニタリング機能の強化に努め、より良い支援計画に反映させてまいります。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で 1 4 0 0 人～1 5 0 0 人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護 5 0 歳以上の障害者を 8 0 歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

**【回答】**（障がい者福祉課）

秩父地域でも老障介護は問題化しております。個々のケースに応じて関係者で連携し、支援会議等を行いながら緊急時に対応できるように努めてまいります。障がい者の暮らしの場、入所支援施設の整備については、秩父地域自立支援協議会を活用して、障がい者が住み慣れた場所で安心して暮らしていくことが出来るように、協議を続けてまいります。

**6. 65 歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。**

65 歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制

度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

**【回答】（障がい者福祉課）**

介護保険制度に同等のサービスがある場合には、早い段階から対象者に制度の説明を行い、理解していただいた上で移行可能な方には移行していただいております。しかしながら、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であることから、ご本人の事情を十分に勘案して障害福祉サービスの支給決定をしております。また、市が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認める場合等にも、障害福祉サービスの支給決定をしております。

法令に根拠なく、年齢だけを根拠とした施策の利用制限やローカルルールはなく、また今後も導入の予定はございません。

**7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。**

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

**【回答】（障がい者福祉課）**

平成25年4月より、すべての医療保険について、秩父郡市内での診療は基本的に窓口払いではなく現物給付としております。

現物給付方式の埼玉県全域での対応は市としても希望するところですので、機会をみて埼玉県への要望をしていきたいと思っております。また、現在、精神障害者1級につきましては精神科病床への入院費が助成の対象となっておりません。精神障害者1級の精神科病床への入院費と精神障害者2級を対象とすることは、県の補助金交付を受けない秩父市単独補助となります。市の単独補助は、財政状況に大きな影響を与えることになるためかなり困難が伴います。

**4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について**

**【保育】**

**1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。**

**(1) 待機児童の実態を教えてください。**

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

**【回答】（こども課）**

平成29年4月1日時点での待機児童は2名となっております。また、保護者の希望する保育園への入園ができないため、他の施設への入園を辞退した案件は13件あります。

**(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。**

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすす



めてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

**【回答】（こども課）**

当市では、平成 26 年度に策定した「秩父市子ども・子育て支援計画事業計画」に基づき、平成 27 年度に安心こども基金を活用した補助を行い、民間保育所の新設（わどうの森保育園）を行いました。今後も、待機児童解消のため計画に基づき利用提供体制の確保を図っていきます。

現時点で当市内に認可施設への移行希望のある認可外保育施設はありませんが、今後とも事業者の意向を把握し、的確な支援が出来るようにしてまいります。

**2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に 10000 円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

**【回答】**

（こども課）

保育士の処遇改善については、今年度新たな加算項目が追加され、さらに、「保育の質の向上」の一環として、全職員に対する処遇改善も実施する予定です。

当市独自の処遇改善につきましては、市財政を考慮し、他市町村の動向を注視しつつ、研究・検討してまいります。

**3. 保育料を軽減してください。**

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

**【回答】（こども課）**

秩父市の保育料（利用者負担額）は、国基準の約 60% で設定しております。また、秩父市多子世帯保育料軽減事業として、所得制限及び年齢制限なしで同一世帯において 3 人目以降のこどもに係る保育料については、0～2 歳児は全額、3～5 歳児は半額の補助を行っております。

**4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

**【回答】（こども課）**

当市では、平成 25 年度に策定した「秩父市立保育所再編計画」に基づき、公立保育所における保育サービスの充実、質的向上を図ってまいります。また、市全体の幼児教育・保育の在り方として平成 26 年度に策定した「秩父市子ども・子育て支援計画事業計画」に基づき、市民が適切な教育・保育サービスを受けられるように質の高い保育・教育の提供を進めていきます。

認定こども園への移行については、各園の判断によりされるべきですが、関連す

る情報について提供することとしております。

### 【学童】

#### 5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

#### 【回答】（学校教育課）

施設整備につきましては、子ども子育て支援事業計画に沿って、民間施設との連携による対策とともに、放課後子ども総合プランに即した学校施設の積極的な活用を図り、支援体制の整備に努めます。

安全安心な場の保障につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準による適正な運営に努め、学童保育事業の充実に取り組んで参ります。

#### 6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

#### 【回答】（学校教育課）

学童保育指導員の処遇改善につきましては、昨年度から民間学童クラブへの委託事業として実施している放課後児童支援員処遇改善事業について、引き続き活用するとともに、今年度新たに補助制度として示された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の導入による人件費を確保し、委託事業費に加算するよう検討していきたいと考えております。

#### 7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

#### 【回答】（教育総務課）

トイレの整備については、今後校舎等の老朽化対策とあわせて実施できるよう検討いたします。また、空調は計画的に設置を進めており、2017年5月末までに小学校全校の普通教室に設置が完了いたしました。今後は中学校の普通教室に設置を進めていきます。

### 【子ども医療費助成】

#### 8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

#### 【回答】（こども課）

当市では、昨年度実施した高校生との意見交換の場において年齢拡大の要望が出

されていないことから、高校生の通学費の助成事業を優先して子育て支援を行うこと、中学卒業後就職する方もいることなど総合的に判断して、当面実施を見合わせ情報収集及び検討を重ねていきます。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでいのちに関わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

#### 【回答】(社会福祉課)

国保税の滞納に限らず市役所内の各部門において、生活困窮が疑われる方がいた場合は、社会福祉課の生活困窮者支援窓口へつながるよう連携をとっています。

生活保護を希望される方には、制度を紹介する「保護のしおり」を配布して制度説明を実施するとともに、申請書類についても希望される方にはすぐ交付できるよう窓口付近に配備しています。

### 2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

#### 【回答】(社会福祉課)

生活保護の申請がなされた場合、戸籍調査や年金調査、金融機関や保険会社への調査など、膨大な量の関係機関調査が必要であり、その調査には本人の同意を必要としています。生活に困窮している申請者に対して、できるだけ速やかに保護決定を行い必要な保護費を支給するためには、迅速な調査の実施が必要不可欠であり、事務処理を効率よく実施しケースワーカーの負担を減らすためにも一括同意書は欠かせないものと認識しています。

資産申告や通帳提出については、これを強要して行っているわけではなく、あくまで適正な保護実施のための必要な事務作業として、国や県の指導のもと、本人の理解を得て実施しているものです。資産の活用は保護に優先されるものであり、不正な手段による資産形成や資産を活用して得た未申告収入があった場合は生活保護費の不正受給につながる可能性があり、これらを定期的に確認することは制度に対する国民の信用を得るためにも必要な事務作業の一つと理解しています。実際、資産申告や通帳のコピー提出を渋った方はこれまで1人もいません。

### 3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

#### 【回答】(収納課)

当市においては、生活保護受給開始になった時点で国保税等の滞納があった場合には、執行停止処理をしておりますので、督促や強制徴収はしていません。

#### 4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯の暮らしが圧迫され、健康で文化的な暮らしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

##### 【回答】(社会福祉課)

生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案し、生活保護世帯が健康的で文化的な生活ができるよう適宜見直しを実施しているところであり、消費税増税や物価の動向なども当然勘案した基準設定がなされており、期末一時扶助についても同様となっています。

#### 5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官OBの配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

##### 【回答】(社会福祉課)

ケースワーカーの増員については、平成29年度に社会福祉士を1名配置していただいたことで、厚労省が示す標準数にほぼ到達することができました。今後も引き続き、適正人員の確保や有資格者の配置などについて人事当局へ働きかけていくとともに、ケースワーカーの資質向上のための研修に積極的に参加し、親切・丁寧な対応に努めてまいります。

また、警察官OBの配置については、暴力団関係者や行政対象暴力に対応するため配置している福祉事務所もありますが、現在のところ当市では配置の予定はありません。

正規職員の配置や増員が極めて難しい状況で、非正規雇用者の有効な活用はケースワーカーの負担軽減にもつながることから、必要最低限の配置をしつつ、正規職員に劣らず親切・丁寧な対応ができるよう教育研修に努めてまいります。

#### 6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

##### 【回答】(社会福祉課)

身寄りのないホームレスの方が生活保護を申請した場合に、即入居できる物件が見つからない時に、一時的な滞在場所として無料低額宿泊所を利用していただくことはありますが、居宅生活が可能の方については、本人の希望を踏まえてできるだけ早期に転居支援を実施しています。

#### 7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につながる人につながるようするなど生存権保障を重視してください。

子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

##### 【回答】(社会福祉課)

生活困窮者自立支援事業については、生活保護につながる人が多いことを想定



して市が直営で行っており、さらに生活保護と同じ社会福祉課が担当していますので、必要な方はすぐに生活保護制度へつないでいます。

また、必須事業である住居確保給付金はもちろんですが、学習支援事業や就労準備支援事業などの任意事業についても積極的に実施しています。

## 8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっています。緊急小口資金(貸付限度額 10 万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

### 【回答】(社会福祉課)

緊急小口資金の対象になる方で利用を希望する方に対して、社協で発行しているパンフレットなどを活用してわかりやすく制度を御案内しています。さらに、利用希望者がスムーズに申請手続きができるよう社協との連携に努めています。

### 【就学援助】

## 9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年 3 月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学 20,470 円から 40,600 円、中学校入学 23,550 円から 47,400 円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では 4 月 25 日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018 年度に入学する生徒へは 2018 年 3 月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法 26 条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

### 【回答】(学校教育課)

就学援助制度における「新入学児童生徒学用品費」につきましては、平成 29 年度より国の単価を参考に、小学校 40,600 円、中学校 47,400 円に増額いたしました。金額の変更については、市の HP など周知を図っております。

入学前支給については 2018 年度に入学する児童生徒から実施する方向で、どのように進めていくかの制度設計を行っている段階です。今後、事務要領を改正するなどして速やかに入学前支給が開始できるよう準備を進めてまいります。

以上